

議案第 18 号

町田市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2025年9月18日提出

町田市教育委員会

教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、東京都の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「東京都立学校職員服務規程」の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校職員服務規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

東京都の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び東京都立学校職員服務規程の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 請求の対象となる休暇等に子育て部分休暇を加えます。(第7条関係)
- (2) セクシュアル・ハラスメントの禁止に関する規定を改めます。(第8条の2関係)
- (3) カスタマー・ハラスメントの禁止に関する規定を加えます。(第8条の2関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

公表の日から施行します。

4 その他

本規程の改正により、学校職員が職務の執行に当たって、就業者に対しカスタマーハラスメントを行うことを禁止します。

町田市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

町田市立学校職員服務規程（平成元年３月町田市教育委員会規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（服務の原則） 第２条 職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実、<u>公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。</u> ２ 略 （<u>休暇等の請求等</u>） 第７条 職員は、次に掲げる請求等を出退勤管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿。第１２条及び第１２条の２において同じ。）により行わなければならない。 （１）学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第４５号）第１５条に規定する年次有給休暇、同条例第１６条に規定する病気休暇、同条例第１７条に規定する特別休暇、同条例第１８条に規定する介護休暇、<u>同条例第１８条の２に規定する介護時間及び同条例第１８条の３に規定する子育て部分休暇の請求等</u> （２）略 （ハラスメントの禁止） 第８条の２ 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動（<u>性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。</u>）を行ってはならない。 ２～４ 略 ５ <u>職員は、職務の執行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和６年東京都条例第１４０号）第２条第２号</u>	（服務の原則） 第２条 職員は、全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実、<u>公平かつ能率的に職務を遂行しなければならない。</u> ２ 略 （<u>年次休暇等の請求等</u>） 第７条 職員は、次に掲げる請求等を出退勤管理システム（出勤簿適用職員にあっては、休暇・職免等処理簿。第１２条及び第１２条の２において同じ。）により行わなければならない。 （１）学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第４５号）第１５条に規定する年次有給休暇、同条例第１６条に規定する病気休暇、同条例第１７条に規定する特別休暇、同条例第１８条に規定する介護休暇<u>等</u> （２）略 （ハラスメントの禁止） 第８条の２ 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない。 ２～４ 略

<u>に規定する就業者をいう。) に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第4号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。</u>	
---	--

附 則

この規程は、公表の日から施行する。